

京都舞鶴港前島ふ頭再生可能エネルギー活用事業実施計画策定業務
企画提案仕様書

1 事業の目的

本府では、京都舞鶴港を、再生可能エネルギー（以下「再エネ」という。）等を活用した「東アジアのスマートエネルギーイノベーションポート」として国内外へ特長ある港としてアピールし、港湾ひいては地域の振興に繋げるため、平成30年3月に「京都舞鶴港スマート・エコ・エネルギーマスタープラン」を策定し、取組を推進しているところである。

昨年度は、舞鶴～小樽間を結ぶフェリーが運航するとともに、広場やテニスコートなど府民の憩いの場、保育所や文化会館等の子育て・文化施設も整備されている「京都舞鶴港前島ふ頭（周辺含む）」において、再エネを活用し、面的なエネルギーマネジメントの取組及びふ頭全体の魅力・機能向上を図る取組を実施することで、観光等利用者の増加を促し、地域振興と再エネへの理解促進に繋げることを目的に「京都舞鶴港前島ふ頭再生可能エネルギー活用基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定したところである。

今年度は、基本計画を基に、京都舞鶴港前島ふ頭周辺において、地域の安全性、回遊性、魅力・機能性の向上が見込まれる再エネを活用した取組を具体化し、その実現に必要な再エネ設備及び機能の概略設計や事業採算性等を検討した事業実施計画を策定する。

2 委託期間

契約締結の日から令和4年3月18日（金）

3 委託業務の内容

業務内容は、以下のとおり。本業務において、再エネの導入について検討する対象エリア（以下「再エネ導入エリア」という。）及び対象施設は、別紙1のとおりとする。

なお、基本計画においては、再エネ導入エリアの安全性、回遊性、魅力・機能向上のために再エネ導入エリアの周辺も含めたエリア（以下「再エネ活用エリア」という。）での再エネを活用した取組を検討している。

(1) 再エネ供給設備等の導入に向けた調査

令和4年度からの再エネ供給設備の整備開始に向け、以下の内容について調査を実施する。

ア 対象施設等において設置可能な再エネ供給設備の最大量の算出

算出にあたっては、事業者の知見を活かした導入方法（薄膜型、両面、壁面設置等）を検討するとともに、実地における現状把握、構造計算書等による精査も実施すること。

イ アで創出する再エネを再エネ導入エリアの対象施設で効率的に利用するために必要となる設備・機器等の把握

「(2) 再エネ活用エリアにおける再エネ利活用の取組に向けた検討」における再エネ利活用の取組での電力使用も考慮すること。

ウ ア及びイを踏まえた、導入する設備等の概算費用の算出

エ 想定される発電量等の再エネ導入量や電力使用量、概算費用を踏まえた再エネ供給設備及び効率的利用設備の整備手法の検討
なお、初期費用を要しない整備手法（第三者所有モデル等）については、必須検討項目とする。

(2) 再エネ活用エリアにおける再エネ利活用の取組に向けた検討

(1)で創出する再エネを再エネ活用エリアで利活用する取組について、事業実施体制を具体化するための検討を実施する。

なお、「EV（電気自動車）及び充電設備の導入・利活用」の取組については、必須検討項目とする。

ア 基本計画において優先的に実施する取組の候補（別紙2）としたものを中心に、他事例等を踏まえた課題や効果等を検討

なお、事業者の知見を活かした新たな取組の検討も可とする。

検討に当たっては、導入する再エネの効果的な活用についても考慮すること。

イ アの検討結果について、(4)の検討委員会への説明、質疑対応等を実施

ウ 検討委員会の議論を踏まえて、次年度以降の事業実施体制構築に向けた検討項目やプロセス等を提案

(3) 「京都舞鶴港前島ふ頭再生可能エネルギー活用事業実施計画」の策定

(1)、(2)の結果を踏まえ、再エネを活用した面的なエネルギーマネジメントの取組及びふ頭全体の魅力・機能向上を図る取組に関する計画を策定すること。

なお、計画には、以下の内容を含めること。

ア KPI（重要業績評価指標）の設定

検討を実施する取組について、本計画における事業効果を示すとともに、評価するための複数のKPIを設定すること。

なお、温室効果ガス削減効果に係るKPIは必須検討項目とする。

イ 事業スケジュールの立案

「京都舞鶴港前島ふ頭再生可能エネルギー活用事業」の事業スケジュールを検討する。

ウ 許認可手続き内容の整理

事業化に伴うリスク整理と、そのリスク対策の検討を行う。

(4) 検討委員会の運営支援

事業化に向け、有識者や関係機関等で構成する検討委員会を年3回程度開催することとし、当委員会において、検討結果の報告や資料作成等の運営支援を実施する。

また、京都舞鶴港スマート・エコ・エネルギー協議会（年1回程度）への検討結果の報告（資料作成等含む）や意見聴取を行う。

(5) 業務実施に当たっての留意事項

ア 業務の細部については、別途府と協議の上で決定すること。

イ 契約書及びこの仕様書に定めのない事項について疑義が生じたときは、府と協議の上決定することとする。

4 成果物

紙媒体2部及び電子媒体一式

本業務の成果物は、A4又はA3横、カラー印刷での印刷及び電子データで取りまとめることを基本とし、詳細については、府と協議することとする。また、電子データの形式は、PDF及びテキストコピーできるものとする。

5 納入場所

京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府府民環境部エネルギー政策課

6 留意事項等

- (1) 本事業により得られた知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、プログラム及びデータベースに係る著作権等権利化された無体財産権及びノウハウ等）は、発注者に帰属する。
- (2) 受託者は自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作権者人格権を行使しないものとする。
- (3) 成果物に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作物等（以下、「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。
- (4) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

7 企画提案書作成要領

- (1) 企画提案書は、1社1提案とすること。
- (2) 企画提案書の様式は、自由様式とし、A4版、資料はA3版のサイズまで可とする。
- (3) 文章を補完とするための、写真、イラストなどの使用は可とする。
- (4) 企画提案書は、散逸しないように1部ごとにまとめて提出すること。
- (5) 表題・目次を付け、ページ番号を付けること。
- (6) 企画提案書の内容については、他からの無断転用を禁止する。

8 価格提案書（見積書）作成要領

- (1) 価格提案書（見積書）には、本事業に係る経費の積算額及びその内訳を記載すること。
- (2) 消費税及び地方消費税相当額は、外税とすること。
- (3) 価格提案書（見積書）は、できる限り詳細に分けて積算し、本事業に要する一切の経費について算出すること。